

多摩市告示第 496 号

## 平成 28 年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 27 年 10 月 14 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額

〔単位：円（1 時間当たり）〕

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,475	普通船員	2,442
普通作業員	2,160	潜水士	4,152
軽作業員	1,542	潜水連絡員	2,858
造園工	2,262	潜水送気員	2,835
法面工	2,745	山林砂防工	2,870
とび工	2,768	軌道工	4,580
石工	2,780	型わく工	2,645
ブロック工	2,655	大工	2,858
電工	2,655	左官	2,802
鉄筋工	2,790	配管工	2,330
鉄骨工	2,610	はつり工	2,532
塗装工	2,858	防水工	3,027
溶接工	3,060	板金工	2,813
運転手（特殊）	2,430	タイル工	2,712
運転手（一般）	2,015	サッシ工	2,600
潜かん工	2,993	屋根ふき工	1,643
潜かん世話役	3,545	内装工	2,802
さく岩工	2,745	ガラス工	2,510
トンネル特殊工	2,835	建具工	2,453
トンネル作業員	2,453	ダクト工	2,307
トンネル世話役	3,230	保温工	2,330
橋りょう特殊工	3,038	建築ブロック工	2,465
橋りょう塗装工	3,140	設備機械工	2,375
橋りょう世話役	3,477	交通誘導警備員 A	1,440
土木一般世話役	2,622	交通誘導警備員 B	1,250
高級船員	3,105		

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 80%

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

適用範囲	業務内容	労務報酬下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 <b>【工事における熟練労働者以外の者】</b>	別紙1の職種に係る業務	988
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 <b>【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】</b>	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	965
	街路樹の維持管理業務	1,000
	下水道管渠清掃等業務	1,280
	学童クラブ運営業務委託のうち、1週間当たりの実労働時間が25時間を超えない者	930
	上記以外の業務・指定管理協定	946